

東急グランドオークゴルフクラブ会員募集要項〈特別法人会員〉

募集会員 法人正会員(1名記名式)

募集会員数 30名

募集金額 1,530万円 (入会金には消費税額等10%が含まれます)
預り金 1,200万円
入会金 330万円 (うち消費税額等30万円)
・入会金および消費税額等は返還いたしません。
・預り金は退会時に無利息、無配当にて返還いたします。
・預り金の返還据置期間はございません。
・会員の地位の貸与、譲渡、承継はできません。
・会社の承認を得て、同一法人内で変更することができます。名義変更料 110万円
・格調高いクラブを維持するため、資格審査を行ったうえで入会を決定いたします。

募集期間 定員になり次第締め切らせていただきます

入会資格
・クラブの会則その他諸規則を守り、クラブの名誉や信用を傷つけることなく、秩序を保てる方
・暴力団関係またはその他の反社会的行為を犯すおそれのある団体、その構成員、又はその関係者でない方
・当クラブの会員資格審査の承認を得られる方
・当クラブ正会員1名の推薦を得られる方

入会手続
・入会申込書に必要事項をご記入ご捺印の上、必要書類を添えてお申し込み下さい。
・当クラブの審査の結果、入会をお断りする場合もございますのでご了承ください。
・入会決定通知をお受け取り後、入会金(消費税含む)、および預り金を当社指定口座宛にお振り込み下さい。入金を確認された時点で会員資格を有します。

必要書類
・法人正会員入会申込書 ……1通
・会社謄本 ……1通
・法人の経歴書(会社案内) ……1部
・法人の決算書(過去3カ年) ……1部
・写真(3cm×3cm カラー、モノクロどちらでも) ……1部
・誓約書 ……1部
・念書 ……1部

ゲストメンバー登録のご案内

当クラブでは、「ゲストメンバー」として、記名人の方の他に1名様をご登録いただけます。

- 登録できる方の資格
同一法人内の役員、または役員に準ずる役職の方
- 諸料金
①登録料 無料
②年会費 63,800円 (うち消費税額等5,800円)
③登録変更料 1,100,000円 (うち消費税額等100,000円)
④グリーンフィ (平日) 無料 (土日祝) 1,650円(うち消費税額等150円)
- 必要書類 下記各1通
①ゲストメンバー登録書 ②誓約書 ③念書 ④写真

お問い合わせ・お申し込み先

株式会社グランドオークゴルフクラブ ゴルフ会員権担当
〒673-1304 兵庫県加東市長貞1843

TEL.0795-47-0900

東急グランドオークゴルフクラブ 営業内容のご案内

1. ご予約等について

予約方法 メンバーご本人もしくは事務連絡担当者より、プレー日の前日までに
 お願いいたします。
 ビジターをご紹介いただく場合にも、同様の手続きをお願いいたします。

予約専用番号 0795(47)1090

予約期間 3ヶ月前の1日から承ります。

受付時間 午前9時より午後5時までとさせていただきます。

2. 営業日等について

スタート時間 原則午前8時00分からといたします。(冬季は8時30分から)

定休日 毎週月曜日(祝日と重なる時はその翌日といたします。)

年末年始 12月31日と1月1日は休業させていただきます。

3. プレーフィについて

○グリーンフィ

	平日	土曜日	日祝日
メンバー	無料	1,650円	1,650円
ビジター(トップ期)	7,580円	29,180円	28,680円
ビジター(オフ期)	5,780円	15,080円	14,580円

○キャディフィ 4,400円 (3B:+1,100円 2B:+4,400円)

*2024年4月1日より5,500円 (3B:+1,430円 2B:+5,500円)

○カートフィ 1,100円

○諸経費 3,300円

○ゴルフ場利用税

トップ期 : 1,000円

オフ期 : 800円

○ゴルフ振興基金 20円

4. 年会費について

1名につき63,800円といたします。

5. 名義書換について

会員権の譲渡は認めておりません。

法人正会員の記名人変更料は、1名につき1,100,000円を申し受けます。

6. グランドオークプレイヤーズコースのご利用について

メンバーご本人は、平日6,990円 土日祝9,880円 昼食付でプレー
 いただけます。ご同伴またはご紹介の方も割引料金にてご利用いただけます。

※料金は全て消費税を含んでいます。

※ゴルフ場利用税及びゴルフ振興基金には消費税がかかりません。

◇その他ご不明の点、お問合せ先◇

株式会社グランドオークゴルフクラブ ゴルフ会員権担当

〒673-1304 兵庫県加東市長貞1843

TEL.0795-47-0900



TOKYU GRAND OAK GOLF CLUB

東急グランドオークゴルフクラブ 営業内容のご案内 <ゲストメンバー様用>

1. ご予約等について

予約方法 ゲストメンバーご本人もしくは事務連絡担当者より、プレー日の前日までに
お願いいたします。

ビジターをご紹介いただく場合にも、同様の手続きをお願いいたします。

予約専用番号 0795(47)1090

予約期間 3ヶ月前の1日から承ります。

受付時間 午前9時より午後5時までとさせていただきます。

2. 営業日等について

スタート時間 原則午前8時00分からといたします。(冬季は8時30分から)

定休日 毎週月曜日(祝日と重なる時はその翌日といたします。)

年末年始 12月31日と1月1日は休業させていただきます。

3. プレーフィについて

○グリーンフィ

	平日	土曜日	日祝日
ゲストメンバー	無料	1,650円	1,650円
ビジター(トップ期)	7,580円	29,180円	28,680円
ビジター(オフ期)	5,780円	15,080円	14,580円

○キャディフィ 4,400円 (3B:+1,100円 2B:+4,400円)

*2024年4月1日より5,500円 (3B:+1,430円 2B:+5,500円)

○カートフィ 1,100円

○諸経費 3,300円

○ゴルフ場利用税

トップ期 : 1,000円

オフ期 : 800円

○ゴルフ振興基金 20円

4. 年会費について

1名につき63,800円といたします。

5. ゲストメンバー登録料について

初回登録は無料となります。

6. 名義書換について

会員権の譲渡は認めておりません。

ゲストメンバー変更料は、1名につき1,100,000円を申し受けます。

7. グランドオークプレイヤーズコースのご利用について

メンバーご本人は、平日6,990円 土日祝9,880円 昼食付でプレー
いただけます。ご同伴またはご紹介の方も割引料金にてご利用いただけます。

※上記料金には消費税10%が含まれております。

ただし、ゴルフ場利用税及びゴルフ振興基金には消費税はかかりません。

◇その他ご不明の点、お問合せ先◇

株式会社グランドオークゴルフクラブ ゴルフ会員権担当

〒673-1304 兵庫県加東市長貞1843

TEL.0795-47-0900



東急グランドオークゴルフクラブ会則

第1章 総 則

- 第1条 (名 称)
本クラブは東急グランドオークゴルフクラブ（以下本クラブという）と称する。
- 第2条 (目 的)
本クラブは東急株式会社（以下会社という）が経営する兵庫県加東郡東条町所在のゴルフ場メンバーコース18ホールおよび会社が認めた付帯施設（以下本施設という）を利用し、ゴルフを通じて会員相互の健康増進および社交と親睦をはかることを目的とする。

第2章 会 員

- 第3条 (会員の種類)
本クラブの会員は個人正会員および法人正会員（記名式）の2種類とする。
- 第4条 (会員の権利)
会員は会社の定めるところにより、本人（法人会員の場合は記名人）に限り本施設を利用することができる。

- 第5条 (会員の義務)
会員は東急グランドオークゴルフクラブ利用約款を遵守するものとする。
- 第6条 (会員の地位の譲渡等)
第7条に定めるほか、本クラブの会員の地位およびその権利の貸与、譲渡および担保提供等はいできないものとする。
- 第7条 (名義変更等)
個人正会員は会社の承認を得て、会社の定めるところにより、その会員の地位を相続、または2親等以内の親族に限り会員は会社の承認を得て、同一法人内の他の者に譲渡することができる。
2. 法人正会員は会社の承認を得て、会社の定めるところにより、同一法人内の他の者に記名人を変更することができる。

第3章 入会及び退会

- 第8条 (入 会)
入会を希望する者は、会社の定めるところにより申し込みを行い、会社の承認を得るものとする。
- 第9条 (地位の喪失)
会員は次の場合その地位を失う。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 除名されたとき。
 - (3) 法人格を喪失したとき。
 - (4) 死亡したとき。

2. 会員はその地位を失ったときは、預り金証書、その他会員の地位を証するものを返還するものとする。

第10条 (退 会)

会員は退会しようとするときは、会社の定める届出書を会社に提出するものとする。

第11条 (除 名 等)

会社は会員または記名人が次の各号にあたる場合、当該会員を除名し、または施設利用権等の行使を一定期間停止することができる。

- (1) 本クラブの会則及び諸規則に違反したとき。
- (2) 年会費、諸料金等を滞納したとき。
- (3) 他のゴルフクラブにおいて除名または会員資格の停止、もしくはそれに類する処分を受けたとき。
- (4) 暴力団関係またはその他の反社会的行為を犯すおそれのある団体・団体の構成員・準構成員、またはこれら団体と密接な関係を有する者と認められたとき。
- (5) 暴力団関係またはその他の反社会的行為を犯すおそれのある団体・団体の構成員・準構成員、またはこれら団体と密接な関係を有すると認められる者を同伴または紹介したとき。
- (6) 入墨があることが判明したとき。
- (7) 破産の宣告を受けたとき。
- (8) 伝染性疾患や精神的疾患、また犯罪行為などの反社会的行為により他の会員に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

- (9) 本クラブの名誉もしくは信用を傷つけ、または本クラブの秩序を乱したとき。

- (10) 会社が本クラブの会員としてふさわしくないと認めたとき。

第4章 預り金及び年会費等

第12条 (入会金及び預り金)

入会を承認された者は会社の定めるところにより預り金及び入会金を払い込むものとする。

2. 会社は預り金及び入会金の払込が行われたときは、預り金証書を発行するものとする。
3. 入会金及び年会費は、理由の如何にかかわらず返還しない。
4. 預り金は無利息、無配当とし、会員がその地位を失ったとき、預り金証書と引き換えに返還されるものとする。ただし、諸支払の滞納及び債務があるときはそれらと相殺されるものとする。

第13条 (年会費等)

会員は本クラブが定める年会費及び諸料金を本クラブに納入するものとする。

第14条 (名義書換等)

会員の地位の相続または譲渡を受けた会員は、名義書換料を会社に払い込むものとする。

2. 法人会員は記名人を変更するとき、記名人変更料を会社に支払うものとする。

第5章 会則の改正及び細則

第6章 付則

第15条 (改正等)

本会則は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、会社は以下の場合に、会社の裁量により本会則の変更および細則の制定を行うことがある。

- (1) 本会則の変更および細則の制定が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本会則の変更および細則の制定が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 前項により、会社が本会則の変更および細則の制定を行う場合、本会則を変更する旨または細則を制定する旨、および変更後の会則の内容または制定される細則の内容、ならびにその効力発生日について、効力発生日以前に開示する。
 3. 変更後の本会則の効力発生日以降に会員が本クラブを利用したとき、および制定された細則の効力発生日以降に会員が本クラブを利用したとき、本会則の変更および細則の制定に同意したものとみなす。
 4. 会則に定めない事項並びに会則及び細則の解釈に疑義を生じた場合の措置は会社が定める。

第16条 (施行年月日)

本会則は2020年4月1日より施行する。